

四條畷市分別収集計画 (第10期)

令和4年7月

四條畷市

1 計画策定の意義

本市の総合計画において、廃棄物処理は、「自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり」の中に位置付けられており、平成24年3月に策定した「四條畷市環境基本計画【後期計画】」においても循環型社会の構築について取組みを進めることとして位置づけている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量化や最終処分量の削減、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・一部の容器包装廃棄物の中間処理機能を持つ新ごみ処理施設の整備計画の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,454	2,440	2,427	2,414	2,401
スチール製容器	109	108	108	107	107
アルミ製容器	144	143	142	142	141
ガラス製容器（無色）	167	166	165	165	164
ガラス製容器（茶）	179	178	177	176	175
ガラス製容器（その他）	78	77	77	77	76
飲料用紙製容器（紙パック）	51	50	50	50	49
段ボール	459	456	454	451	449
その他の紙製容器包装	0	0	0	0	0
ペットボトル	296	294	292	291	289
その他のプラ製容器包装	972	967	962	956	951
うち白色トレイ	23	23	23	23	23

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) ごみの発生抑制

①ごみ問題啓発の実施

各種環境イベントや広報、ホームページ等において、ペットボトル・プラスチック製容器包装等の分別徹底の啓発や、食品ロスを減らす等のごみ減量化の呼び掛けを実施する。また、リサイクルポスターの募集などの事業を実施し、ごみ問題についての意識の高揚に努める。

②集団回収支援制度の実施

古紙等再資源リサイクル報奨金交付要綱に基づき、自治会、市民団体等による再生資源集団回収活動の支援を行い、ごみ減量化やリサイクルを効果的に行っていく。回収実績に基づき報奨金を支給し、資源回収リサイクル団体（現在約100団体）による新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、古布、雑がみなどの集団回収活動の活性化を促進する。

③環境教育の充実

幼稚園や保育所で子ども向けに作成した環境紙芝居などを利用した環境教育や、環境関連施設の見学会において、ごみ処理の状況や課題などの状況を提供し、認識を深めてもらう。

(2) 再利用、再使用の促進

① リサイクル製品の製造販売の促進

市役所、学校等の公共機関でリサイクル製品を率先して使用するとともに、市民、事業者にも使用を呼び掛ける。

② 不用品の再利用及び再使用の促進

市内で環境問題に取り組む市民団体との連携を図り、子ども用品交換会や環境保全団体の活動のパネル展示などの環境イベントを開催することで、市民のリユースやリサイクル等に関する意識向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装

廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	R5	R6	R7	R8	R9
主としてスチール製の容器包装		資源ごみ(空缶、空びん)	○	○	○	○	○
主としてアルミ製の容器包装			○	○	○	○	○
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器		○	○	○	○	○
	茶色のガラス製容器						
	その他の色のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック	○	○	○	○	○
主として段ボール製の容器包装		段ボール	○	○	○	○	○
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル	○	○	○	○	○
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装(白色トレイを含む)	○	○	○	○	○

備考 ※ ○印は、実施年度を示す。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	44		43		43		43		42	
主としてアルミ製の容器	36		36		36		36		36	
無色のガラス製容器	(合計) 123		(合計) 122		(合計) 121		(合計) 121		(合計) 120	
	(引渡) 0	(独自処理) 120	(引渡) 0	(独自処理) 120	(引渡) 0	(独自処理) 119	(引渡) 0	(独自処理) 118	(引渡) 0	(独自処理) 118
茶色のガラス製容器	(合計) 88		(合計) 88		(合計) 87		(合計) 87		(合計) 86	
	(引渡) 0	(独自処理) 86	(引渡) 0	(独自処理) 86	(引渡) 0	(独自処理) 85	(引渡) 0	(独自処理) 85	(引渡) 0	(独自処理) 85
その他のガラス製容器	(合計) 74		(合計) 73		(合計) 73		(合計) 72		(合計) 72	
	(引渡) 0	(独自処理) 72	(引渡) 0	(独自処理) 72	(引渡) 0	(独自処理) 71	(引渡) 0	(独自処理) 71	(引渡) 0	(独自処理) 71
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	5		4		4		4		4	
主として段ボール製の容器	0		0		0		0		0	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 38		(合計) 38		(合計) 38		(合計) 37		(合計) 37	
	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 565		(合計) 562		(合計) 559		(合計) 555		(合計) 551	
	(引渡) 553	(独自処理) 0	(引渡) 550	(独自処理) 0	(引渡) 547	(独自処理) 0	(引渡) 544	(独自処理) 0	(引渡) 541	(独自処理) 0
うち白色トレイ	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、四條畷市人口ビジョンにより次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
55,372人	55,062人	54,751人	54,354人	53,956人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
0.994%	0.994%	0.994%	0.993%	0.993%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
主としてスチール製の容器包装		資源ごみ（空缶、空びん）	委託業者による指定日収集	四條畷市交野市清掃施設組合
主としてアルミ製の容器包装				
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック	集団回収団体による回収 市による拠点回収	各集団回収団体 市
主として段ボール製の容器包装		段ボール	集団回収団体による回収	各集団回収団体
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル	委託業者による指定日収集	北河内4市リサイクル施設組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）	委託業者による指定日収集	北河内4市リサイクル施設組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

（法第8条第2項第6号）

可燃ごみ及び粗大ごみについては、交野市と共同で四條畷市交野市清掃施設組合を設立し、可燃ごみの焼却処理と粗大ごみ・不燃ごみの破碎や選別等の処理、資源ごみの保管と資源化業者への引き渡しを行っている。

拠点回収で収集した牛乳パックなどは、葺屋中継所施設に一旦保管し、資源化業者に引き渡しを行っている。

その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集ごみについては、北河内4市リサイクル施設組合において資源化処理を行っている。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類			収集の分別区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器包装			資源ごみ（空缶、空びん）	袋	2tハッチカー車等	四條畷市交野市清掃施設組合
主としてアルミ製の容器包装						
主としてガラス製の容器		無色のガラス製容器				
		茶色のガラス製容器				
		その他の色のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）			飲料用紙パック	ボックス	2tダンプ車	民間業者
主として段ボール製の容器包装			段ボール	縛る	2tダンプ車	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの			ペットボトル	袋	2tハッチカー車等	北河内4市リサイクル施設組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの			ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）	袋	2tハッチカー車等	北河内4市リサイクル施設組合

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 自治会、市民団体等の集団回収のより一層の促進を図るため、報奨金制度や情報の提供等の支援を継続して行うものとする。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、再生資源集団回収促進協議会等の活動の促進を図る。
- (2) 新ごみ処理施設の建設にあたっては、施設に容器包装廃棄物の一部の間接処理機能を持たせる。